川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称

川西町新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託(以下「本業務委託」という。)

2. 計画施設概要

本業務委託の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1)施設名称

町役場新庁舎(以下「新庁舎」という。)及び車庫、倉庫(以下「車庫等」という。)

(2) 建設地の場所

山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1ほか

(3) 施設用途

新庁舎(平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類) 車庫等(平成21年国土交通省告示第15号別添二第一号第1類)

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、本業務委託に適用する。

なお、本業務委託を受託したもの(以下「受託者」という。)は、川西町新庁舎整備基本設計・実施 設計業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)における所定の条件 を踏まえるとともに、本業務委託に係る業務(以下「本業務」という。)の実施にあたり、関係法令及 び関連条例等の遵守を徹底すること。

4. 設計与条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積:11,447m²(公簿面積)
- b. 用途地域及び地区の指定:用途地域指定なし、建築基準法22条地域

(2)施設の条件

a. 対象施設の延床面積

下記に掲げる川西町新庁舎整備基本計画(以下「基本計画」という。)における施設規模は、上限として設定している。

なお、設計段階においては、利便性、効率性、コスト等の観点から、より適切な施設規模について 検討、設定すること。

1) 新庁舎: 4, 500㎡

2) 車庫等: 900㎡

b. 対象施設の主要構造

対象施設の主要構造は下記を基本とし、各構造形式を比較しながら検討すること。

(建設コスト、管理コスト、ライフサイクルコスト、耐用年数等を総合的に検討し構造を決定する。)

- 1) 新庁舎:鉄筋コンクリート造3階建
- 2) 車庫等:鉄骨造平屋建
- c. 対象施設の耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年版)による、耐震安全性の分類は下記のとおりとする。

構造体 新庁舎: I類 車庫等: II類
 建築非構造部材 新庁舎: A類 車庫等: B類
 建築設備 新庁舎: 甲類 車庫等: 乙類

(3)建設の条件

a. 概算事業費

下記に掲げる基本計画における概算事業費は、国土交通省「平成30年度新営予算単価」を基礎として、平成31年度時点における労務単価や資材単価の上昇や消費税の引き上げ、防災設備や雪対策設備の充実等の上昇要因を踏まえたものであり、上限として設定している。

なお、設計段階においては、必要な機能を確保しつつ、可能な限り建設・管理コストの抑制を図る こと。

1) 新庁舎工事費: 2, 250百万円(消費税及び地方消費税を含む。)2) 外構工事費: 151百万円(同上)3) 車庫等工事費: 175百万円(同上)

b. 建設予定工期

平成31年3月~平成33年3月

(4) 設計与条件

設計与条件については、次の資料による。

· 川西町新庁舎整備基本計画

Ⅱ 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省官庁営繕部)(以下「共通仕様書」という。)による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために性質上必要と思われるものは、受託者の責任において完備しなければならない。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
 - ・建築(総合)基本設計に関する標準業務
 - ・建築(構造)基本設計に関する標準業務
 - ・電気設備基本設計に関する標準業務
 - ・機械設備基本設計に関する標準業務
 - ・外構基本設計に関する標準業務

上記について下記により一部業務を対象外とする。

(1)設計条件等の整理		(i)条件整理	監督職員の助言を受けて行う。
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	監督職員の助言を受けて行う。
(2)法令上の諸	音条件の調査及	(i)法令上の諸条件の調査	全て対象とする。
び関係機関との打合せ		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	全て対象とする。
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との		全て対象とする。	
打合せ		主に対象とする。	
(4)基本設計	(4)基本設計 (i)総合検討		全て対象とする。
方針の策定 (ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明		監督職員と協同で行う。	

(5)基本設計図書の作成	全て対象とする。
(6)概算工事費の検討	全て対象とする。
(7)基本設計内容の策定及び建築主への説明	監督職員と協同で行う。

b. 実施設計

- ・建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- ・建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- ・電気設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- ・機械設備(昇降機を含む。)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)

上記について下記により一部業務を対象外とする。

(1) 冊 北の7歩型	(i)建築主の要求等の確認	監督職員の助言を受けて行う。
(1)要求の確認	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	監督職員の助言を受けて行う。
(2)法令上の諸条件の調査	(i)法令上の諸条件の調査	全て対象とする。
及び関係機関との打合せ	(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	全て対象とする。
	(i)総合検討	全て対象とする。
(3)実施設計方針の策定	(ii)実施設計のための基本事項の確定	全て対象とする。
	(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	監督職員と協同で行う。
(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	全て対象とする。
(4) 天旭政司 凶音 (7) F/队	(ii)建築確認申請図書の作成	全て対象とする。
(5)概算工事費の検討		全て対象とする。
(6)実施設計内容の策定及び建築主への説明		監督職員と協同で行う。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
 - ・建築積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
 - ・電気設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料 の作成)
 - ・機械設備積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料 の作成)
 - ・外構積算(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- 透視図作成

種類(鳥瞰図2面・外観図2面・主要な内観図3面程度) 判の大きさ(A3版) 額の有無(有)

- ・確認申請手続き業務(手数料の納付は含まない。)
- ・関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・ 概略工程表の作成
- ・建築物の利用に関する説明書の作成
- ・住民説明等に必要な資料の作成

- ・日影図の作成
- ・総合的な環境保全性に関する検証・評価資料の作成
- ・複数案による性能品質コスト (ライフサイクルコストを含む。) の比較検討
- ・初度調弁(什器・備品等)整備計画の作成
- ・受託者の技術提案事項による検討成果の作成、川西町新庁舎整備推進会議、川西町新庁舎整備検討委員会、町民ワークショップ(仮称)、町議会への説明、町民説明会等への出席・議題提案・資料提供等の支援

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料と ともに監督職員に提出する。

(2) 適用基準

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他関係法令及びこれに基づく条例・規則等による他、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した技術基準等の最新版を適用する。受託者は、対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

(3) 業務実績情報の登録の要否

公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への登録は不要とする。

(4) 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者の承認を得るものとする。なお、プロポーザル実施要領に基づき提出した配置予定の管理技術者及び主任技術者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術を有する者であることの承認を発注者から得るものとする。

(a) 業務概要

本業務の実施方針、成果品の内容及び部数

(b) 業務工程

作業項目別工程計画、打合せ計画

(c) 業務実施体制

全事業関与者の業務体制、組織計画(体系図)、業務担当表、連絡体制、連絡先

(d) 配置技術者名簿

担当分野、氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(e) 協力事務所、再委託先等

名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び内容、主たる担当技術者 の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

(f) その他

発注者が他に必要とする事項

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他

の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 定例打合せ(2週間に1回程度を基本とし、監督職員又は管理技術者が必要と認めた時)
- (c) その他 (川西町新庁舎整備推進会議、同幹事会、プロジェクトチーム等)

(7) 中間報告

平成30年5月末及び11月末に、事業費概算及びそれまでの検討の結果、進捗状況を報告すること。

- (a) 中間報告資料
 - ・検討の結果
 - ・事業費概算(工事費概算+報告時点で算出可能なシステム等付帯費)
- (b) 報告の仕様

報告資料をA4版縦にまとめ左横綴じとしたもの

(8) その他、業務の履行に係る条件

(a) 指定部分の範囲① (基本設計業務成果物)

指定部分の履行期限 (平成30年7月31日)

(b) 指定部分の範囲② (実施設計業務成果物のうち工事発注に関係するもの(設計図書、 積算資料等))

指定部分の履行期限 (平成30年12月下旬)

- (c) 成果物の提出場所 (川西町未来創造室)
- (d) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(e) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、川西町が行う事務並びに川西町が認めた公的機関の公報に無償で使用することができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはいけない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (f) 関連業務との調整
 - ① 川西町新庁舎敷地造成工事に伴う測量設計業務
 - ② 新庁舎建設地における地盤調査 (ボーリング等)業務

3. 成果物、提出部数

成果物は、下記を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 基本設計

	1) 坐作以前		
	成果物	提出部数	製本形態
a .	建築 (総合)		
\odot	建築(総合)基本設計図書	印刷物 3 部	A3版に製本
	計画説明書	及び	
	仕様概要書	電子データ	
	仕上概要書		
	面積表及び求積図		
	敷地案内図		
	配置図 (外構含む)		
	平面図(各階)		
	断面図		
	立面図(各面)		
	外構工事基本計画図		
\odot	建築(総合)計画書		
	空間構成・動線計画		
	防犯・防災計画		
	環境負荷低減計画		
\odot	工事費概算書		
\odot	仮設計画概要書		
b .	建築 (構造)		
$ \odot $	建築(構造)基本設計図書		
	構造計画説明書		
	構造設計概要書		
\odot	工事費概算書		
с.	電気設備		
$ \odot $	電気設備基本設計図書		
	電気設備計画説明書		
	電気設備設計概要書		
\odot	工事費概算書		
d .	機械設備		
$ \odot $	機械設備基本設計図書		
	機械設備計画説明書		
	機械設備設計概要書		
\odot	工事費概算書		
e .	- ,—		
$ \odot $	透視図		
\odot	設計説明書		

・ セキュリティ計画検討書		
非常用電源供給計画書		
○ 初度調弁(什器、備品等)整備計画書		
○ その他プロポーザルによる検討結果資料		
○ 関係法令チェック表		
f. 資料		
○ 各種技術資料(ライフサイクルコストの比	印刷物3部	A3版またはA4版
較検討を含む)	及び電子データ	にファイル綴じ
○ 各記録書		

(2) 実施設計

,	2)		
	成果物	提出部数	製本形態
a .	建築(総合)		
\odot	建築(総合)設計図書	印刷物各3部	A 1 サイズ及び
	建築物概要書	及び	A3サイズ縮小版
	仕様書	電子データ	二つ折り製本
	仕上表		
	面積表及び求積図		
	敷地案内図		
	配置図		
	平面図(各階)		
	斯面図 (石榴)		
	立面図(各面)		
	短側図 (谷圃) 短計図		
	展開図 (名階)		
	天井伏図(各階)		
	平面詳細図 (紫石含4。)		
	部分詳細図(断面含む)		
	建具表		
	外構図		
	その他、必要と思われる図面		
\bigcirc	確認申請図書		
\bigcirc	工事費概算書		
<u>O</u>	工事発注設計書		
_	建築(構造)		
$ \odot $	建築(構造)設計図		
	仕様書		
	構造基準図		
	伏図 (各階)		
	軸組図		
	部材断面表		
	各部断面図		
	標準詳細図		
	各部詳細図		
	その他、必要と思われる図面		
\bigcirc	構造計算書		
\odot	確認申請図書		
	工事費概算書		
\odot	工事発注設計書		

	成果物	提出部数	製本形態
с.	電気設備		
$ \odot $	電気設備設計図書	印刷物各3部	A1サイズ及び
	仕様書	及び	A 3 サイズ縮小版
	敷地案内図	電子データ	二つ折り製本
	配置図		
	電灯設備図		
	動力設備図		
	電熱設備図		
	雷保護設備図		
	受変電設備図		
	静止形電源設備図		
	発電設備図		
	構内情報通信網設備図		
	構内交換設備図		
	情報表示設備図		
	映像・音響設備図		
	拡声設備図		
	誘導支援設備図		
	テレビ共同受信設備図		
	テレビ電波障害防除設備図		
	監視カメラ設備図		
	駐車場管制設備図		
	防犯・入退室管理設備図		
	火災報知設備図		
	中央監視制御設備図		
	構内配線路図		
	構內通信線路図		
	その他必要と思われる図面		
\odot	電気設備設計計算書		
\odot	確認申請図書		
\odot	工事発注設計書		

	成果物	提出部数	製本形態
с.	機械設備		
\odot	空気調和設備設計図書	印刷物各3部	A1サイズ及び
	仕様書	及び	A 3 サイズ縮小版
	敷地案内図	電子データ	二つ折り製本
	配置図		
	機器表		
	空気調和設備図		
	換気設備図		
	排煙設備図		
	自動制御設備図		
	屋外設備図		
\odot	給排水衛生設備設計図		
	仕様書		
	敷地案内図		
	配置図		
	機器表		
	衛生器具設備図		
	給水設備図		
	排水設備図		
	給湯設備図		
	消火設備図		
	ガス設備図		
	屋外設備図		
	その他必要と思われる図面		
\odot	昇降機設備設計図		
	昇降機設備図		
	搬送機設備図		
\odot	空気調和設備設計計算書		
\odot	給排水衛生設備設計計算書		
\odot	昇降機設備設計計算書		
\odot	確認申請図書		
\odot	工事発注設計書		

成果物	提出部数	製本形態
,,,,,,	1定山市教	表 平 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
 e. 建築積算 ◆ 建築工事積算数量算出書 ◆ 建築工事積算数量調書 ◆ 見積書等関係資料 ◆ 営繕工事積算チェックリスト f. 電気設備積算 	見積書等は原本1部 コピー2部 その他は印刷物3部 及び電子データ	A 4 版に ファイル綴じ
電気設備工事積算数量算出書電気設備工事積算数量調書見積書等関係資料		
g. 機械設備積算 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 規積書等関係資料		
 h. その他 ● 透視図 ● 日影図 ● 省エネルギー関係計算書 ● 設計説明書 ● 概略工事工程表 ● 施設使用条件書 	透視図以外は 印刷物 3 部 及び電子データ	透視図以外は A 4 版に ファイル綴じ
i. 資料 各種技術資料 構造計算データ 各記録書	印刷物3部 及び電子データ	A 4 版に ファイル綴じ

- (注) ①基本設計図は、A3版にまとめて製本すること。
 - ②実施設計図は、A1版で作成し、提出はA1版・縮小A3版とする。
 - ③設計図は適宜追加してもよい。
 - ④設計図書等については、工事種目、工事科目等により分かりやすく整理し、目次や図面番号、インデックス等を適宜付けること。

(3) 電子データについて

以下の構成により電子データ版を作成し、提出すること。

成果物	規格	部数	備考
全てのデータ	CD-R	O 747	正・控とし、それぞれケ
全しのケータ	又はDVD-R	2部	ースに収める。

- (注) ①成果物のファイル形式は、発注者と受託者との事前協議により、詳細を決定すること。
 - ②納品するCD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダを作成し、焼き付けること。
 - ③データについては、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式で格納すること。

・文書: Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式

・表、グラフ: Microsoft Excel 形式又はMicrosoft PowerPoint 形式

・写真データ: Jpeg 形式

・CADデータ: JWCAD形式又は同ソフトで正常に出力可能な形式

4. 支払条件

複数年度に亘る業務委託の場合の各年度の支払額等について、各会計年度における業務委託 料の支払限度額の割合は、次のとおりとする。

平成29年度:0%

平成30年度:100%